

カタール向け展示会用途カルネ発給開始のお知らせ

カタール向けカルネ発給を2018年8月1日(水)より開始致します。

1. カルネの物品の用途については、展示会の用途のみが対象となります。

申請書の用途欄には次の情報を記載してください。

- (1) 展示会の名称
- (2) 展示会の会場
- (3) 展示会の開催期間

2. 担保預かり金の料率については、物品価格の30%となります。

また、「担保措置料」については、他の国向けのカルネと同様に、対象物品価格により算定されます。

3. 物品の輸送方法については、「携帯」、「別送」とも認められます。

4. 物品について、分割の輸入・再輸出通関は認められません。

なお、新規申請者は7月26日(木)、登録済の申請者は7月27日(金)迄に申請受付が完了した場合には8月1日(水)発給となります。

他の加盟国同様、併せてご利用のほどよろしくお願い致します。

《お問い合わせ先》

東京本部カルネ事業部

TEL: 03-5280-5171

Mail: ata-carnet@jcaa.or.jp

大阪事務所カルネ事業課

TEL: 06-6944-6164

Mail: osaka@jcaa.or.jp